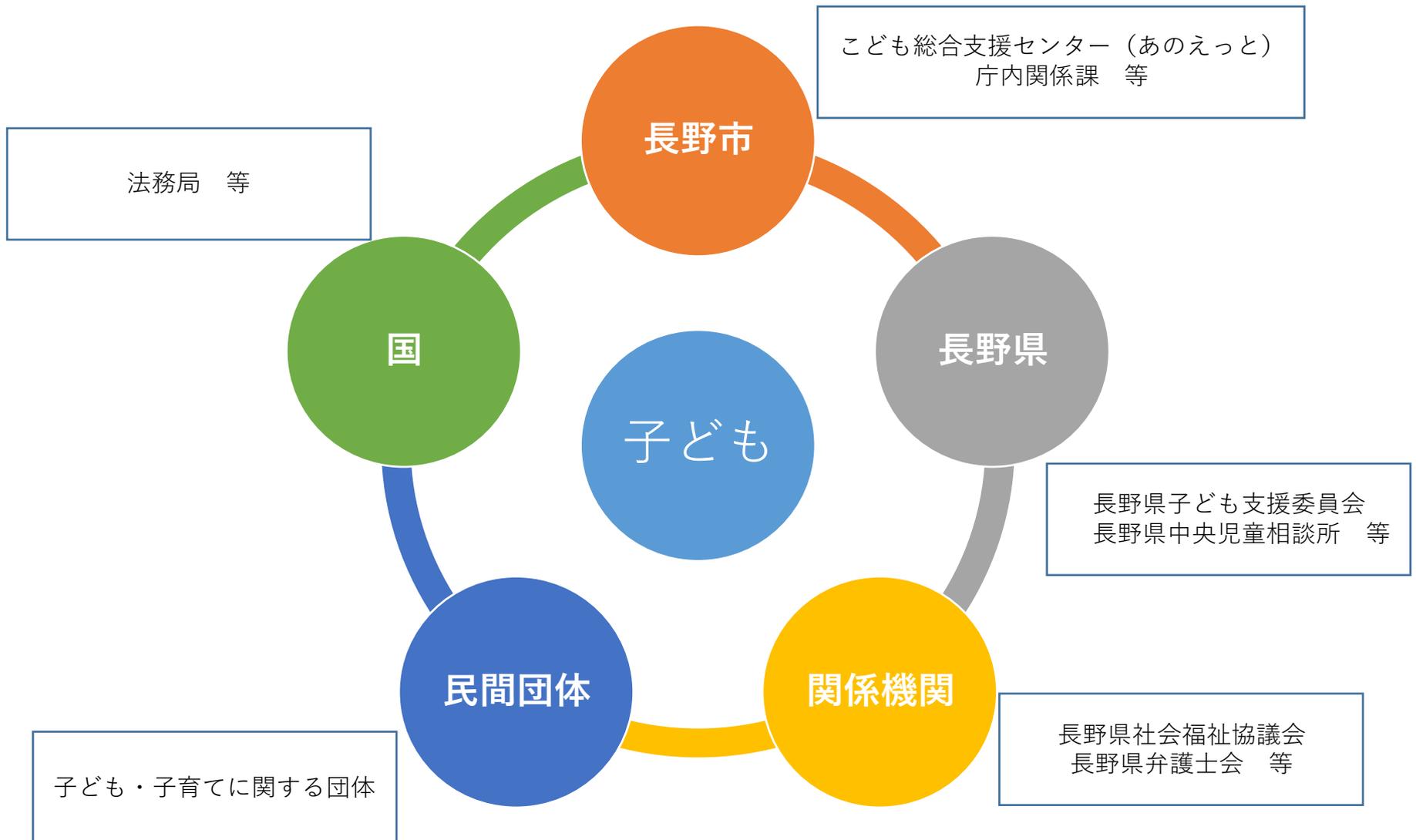
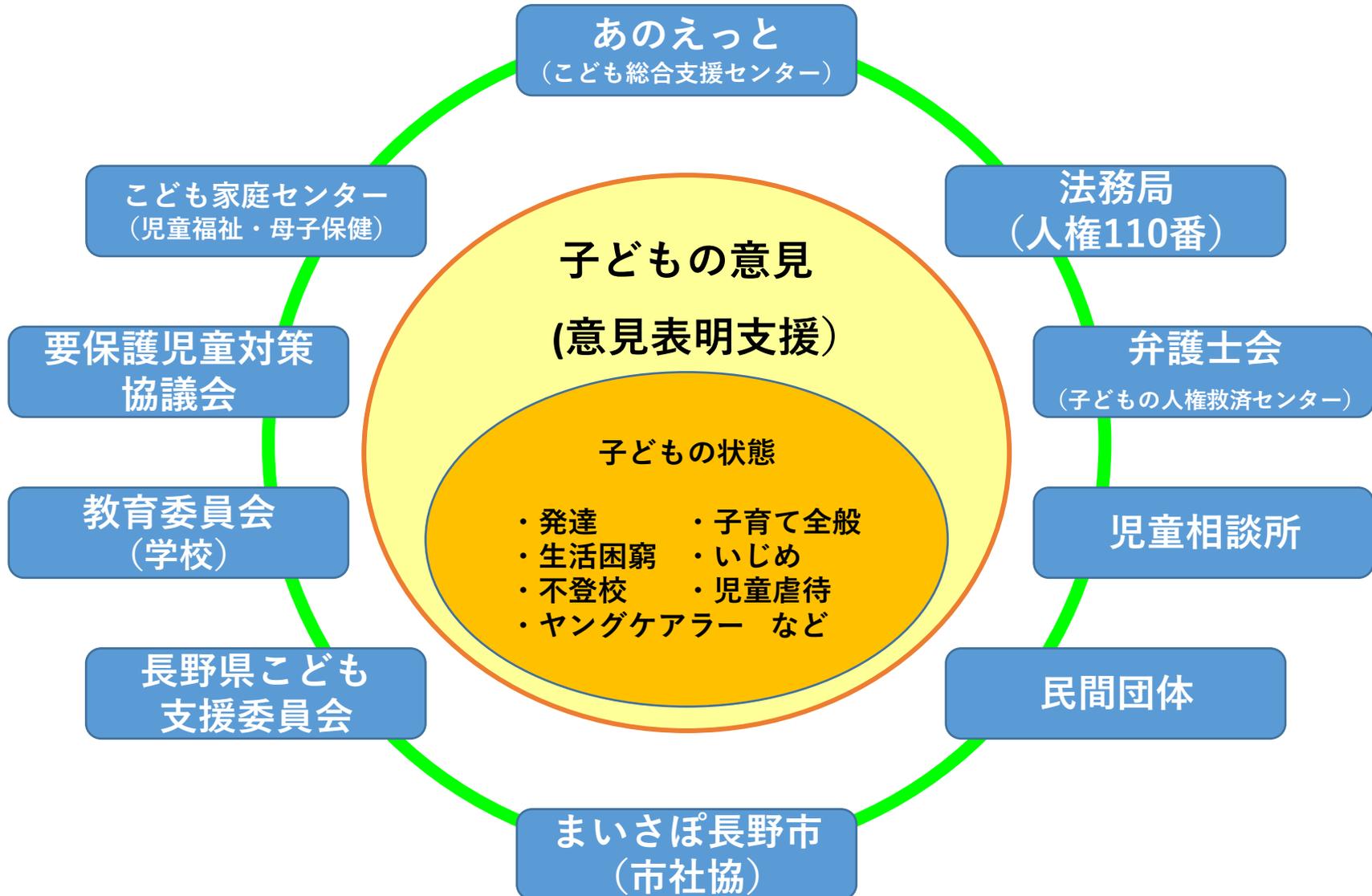


論点3 相談と救済

1 子どもの権利を保障する取組



2 長野市における現状での相談と救済（主なもの）



3 意見表明と相談・救済

- 相談・救済につなげるための、意見表明を通じ、子どもの「願い」や「思い」を「かたち」にしていく取組例



取組の例

① **子どもアドボカシー**：子どもの意見を聴き、意見を表明できるよう支える取組。子どもが自分の意見をどう言葉にし、表現し、どのように伝えたいのか、「子どもを主体」に一緒に考え、伝える手助けをするもの

② **子どもオンブズパーソン**：公正中立な立場から、子どもの権利が侵害されているか調査し、勧告や調整を行う

③ **関係者、関係機関との連携**：子どもの権利を守るため、スライド2 のとおり、国、県、関係機関、民間団体及び市が連携を図る

【参考】相談・救済について①

①子どもアドボカシー

- ・児童福祉法第2条において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される旨が規定されている。
- ・上記の趣旨を実現するため、子どもが意見表明する機会を確保するとともに、子どもの意見表明を支援するため、社会的養護に関わる子どもの養育環境を左右する重大な決定の際の意見聴取等措置義務の導入に加え、都道府県等における「意見表明等支援事業」が法定化された。（児童福祉法第6条の3⑰）
- ・声を聴かれにくい状況にある子どもなどについて、その意見をくみ取り、かつ必要に応じて意見を代弁する等支援する。

※「意見表明等支援事業」については、令和6年4月から長野県において実施

【参考】相談・救済について②

②子どもオンブズパーソン

- ・子どもの声を届け、子どもの最善の利益を実現するために、子どもの意見に耳を傾け、受け止め、それを代弁する機関が必要であるとの考えに基づき、子どもの権利を守る役割を持つ。
- ・独立した公的な第三者委員会として、弁護士や大学教授、臨床心理士などの法律、教育、医療などの専門家が主な委員となり、権利の回復や救済のために必要な調査、助言、支援などを行い、是正措置や制度改善の勧告や要請を行う。

※自治体により子どもの権利擁護委員会、子どもの権利推進委員会など、名称に違いはある。

③関係者、関係機関との連携

- ・こども基本法において、市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならないとされている。（こども基本法第13条）

設置者	相談機関・窓口等の名称	内容
市	こども総合支援センター「あのえっと」	発達・子育て・貧困・いじめ・不登校など
	人権擁護委員	人権侵害
	子育て家庭福祉課・福祉政策課篠ノ井分室	児童虐待・DV
	要保護児童対策協議会	児童虐待
	子育て家庭福祉課	ヤングケアラー
	こども家庭センター	母子保健・児童福祉
	生活就労支援センター「まいさぽ長野市」	生活困窮
	インターネット上の誹謗中傷に関する相談室	誹謗中傷
市教育委員会	いじめ問題調査・解決チーム	いじめ
	学校教育課	不登校

設置者	相談機関・窓口等の名称	内容
法務局	子どもの人権110番	子どもの権利
長野県	長野県子ども支援センター	子どもの権利
	長野県子ども支援委員会	子どもの権利
	長野県児童虐待・DV24時間ホットライン	児童虐待・DV
	児童相談所虐待対応ダイヤル	児童虐待
	長野県中央児童相談所	児童虐待
長野県社会福祉協議会	長野県社会福祉協議会	ヤングケアラー
長野県弁護士会	子どもの人権救済センター（子どもの人権無料相談）	子どもの権利
民間団体	チャイルドライン（18歳までの子ども専用電話）	全般
	ながの子どもを虐待から守る会	児童虐待
	ブルースカイ（登校拒否を考える親と子の会）	不登校

【参考】こども基本法、児童福祉法①

児童福祉法

〔国民等の責務〕

第二条 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。

以下略

〔事業〕

第六条の3⑰ この法律で、意見表明等支援事業とは、第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置の対象となる児童の同条各号に規定する措置を行うことに係る意見又は意向及び第二十七条第一項第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これらの者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

児童福祉法

〔意見聴取等措置〕

第三十三条の三の三 都道府県知事又は児童相談所長は、次に掲げる場合においては、児童の最善の利益を考慮するとともに、児童の意見又は意向を勘案して措置を行うために、あらかじめ、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じ意見聴取その他の措置（以下この条において「意見聴取等措置」という。）をとらなければならない。ただし、児童の生命又は心身の安全を確保するため緊急を要する場合で、あらかじめ意見聴取等措置をとるいとまがないときは、次に規定する措置を行つた後速やかに意見聴取等措置をとらなければならない。

以下略

〔児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するための事業実施の措置〕

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

こども基本法

(関係者相互の有機的な連携の確保等)

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

以下略